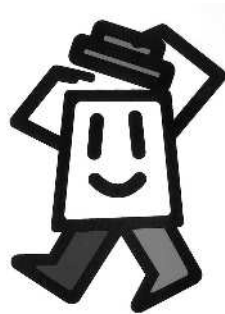


西宮市分別収集計画書

(第8期 平成29年度～33年度)



平成28年6月



* * * * * 目 次 * * * * *

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号） …	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）	3
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集 に係る分別の区分（第8条第2項第3号）	4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器 包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（第8条 第2項第4号）	5
9	各年度における得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器 包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定 方法.....	6
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項（第8条第2項第5号）	6
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（第8条第2項第6号）	7
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項.....	7

1 計画策定の意義

西宮市の環境行政の基本理念は「健全で恵み豊かな環境」の保全及び創造にある。これは、市民の暮らしや経済活動と環境との調和を図ることにより、良好な生活環境を創出することである。

これまで物質的豊かさを追求した結果、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会が形成され、廃棄物の増大、資源の枯渇、地球温暖化等に象徴される環境負荷が深刻な状況となっている。これらの問題を解決するためには、市民、事業者、行政が環境問題の重要性を認識し、それぞれの役割を果たして、環境負荷が少ない循環型社会の形成を実現する必要がある。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の中で大きな割合を占める容器包装廃棄物を分別収集し、再資源化することによって、限られた資源の有効活用並びに埋め立て処分量の減量を図る目的で、3者それぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を定めるとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、資源の有効利用と循環型社会の形成が図られ、最終処分場を含む廃棄物処理施設の延命化が図られるものと期待される。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・ごみの排出抑制、再使用、再資源化を基本とした地域社会づくりをめざし、集団回収など市民参加型の自主的なリサイクル活動の推進
- ・市民、事業者、行政が一体となった取組による施策の推進
- ・学校、地域社会の場における環境学習、啓発活動の充実

3 計画期間

本計画の計画期間は、平成29年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定を行なう。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：t）

容器包装廃棄物の種類		29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
缶	スチール缶	977.8	972.1	964.4	958.7	951.2
	アルミ缶	395.1	398.7	401.4	405.0	407.8
計		1,372.9	1,370.8	1,365.8	1,363.7	1,359.0
ビン	無色ビン	2,432.4	2,410.3	2,383.5	2,362.0	2,335.9
	茶色ビン	1,837.6	1,820.9	1,800.7	1,784.4	1,764.7
	その他ビン	1,144.8	1,134.3	1,121.8	1,111.6	1,099.4
計		5,414.8	5,365.5	5,306.0	5,258.0	5,200.0
紙パック		630.8	619.2	606.6	595.5	583.4
段ボール		4,000.6	3,988.8	3,969.2	3,958.2	3,939.6
その他紙製容器包装		4,435.8	4,335.0	4,227.3	4,131.5	4,029.3
ペットボトル		1,197.8	1,186.7	1,173.4	1,162.7	1,149.9
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		10,960.2	10,839.9	10,676.3	10,544.4	10,389.9
（うち白色トレイ）		264.5	262.7	259.9	257.8	255.2
総合計		28,012.9	27,705.9	27,324.6	27,014.0	26,651.1
人口予測値		490,000	491,000	491,000	492,000	492,000

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施に当たっては、市民・事業者・再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。また、ごみ減量等推進員による啓発活動を推進する。

（1）過剰包装の抑制

再生商品の販売や簡易包装の推進、事業に伴って発生する廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進など、ごみ減量化・再資源化に取り組むことを宣言する店舗や事業所等を「ごみ減量化・再資源化推進宣言店（スリム・リサイクル宣言の店）」として募集し、スーパーマーケット等の小売店での包装の簡素化を推進する。

（2）買い物袋持参運動の推進

レジ袋の有料化やスタンプ方式などによる買い物袋持参運動を推進し、スーパーマーケット等の小売店での包装の抑制、啓発活動を積極的に行なう。

（3）リターナブル容器や詰め替え用商品の利用、販売の促進

リターナブル容器を利用した製品や詰め替え用商品の積極的な利用、販売の促進を呼びかけ、廃棄物としての排出を抑制する。

（4）環境学習・啓発活動の充実

ごみについての知識と理解を深め、容器包装廃棄物の排出抑制、再使用、再資源化の必要性を認識してもらうため、以下のとおり環境学習・啓発活動に積極的に取り組む。

①出前授業

市内の小学校を対象に、市職員がごみの出し方・分別方法・リサイクルなど環境への関心や理解を深めてもらうことを目的とし、学校が実施する環境学習授業に参加している。

②施設見学の受入

子供から大人まで、西部総合処理センターやペットボトルの圧縮保管施設等の見学を積極的に受け入れる。

③リサイクルプラザの活用と環境美化ポスター展の開催

リサイクルについての総合的な啓発施設（リサイクルプラザ）において、粗大ごみの展示や修理、再生利用、リサイクル品を提供する「いきいきごみ展」、環境美化などを普及啓発する「環境美化ポスター展」を開催（市民ギャラリー）し、ごみの減量、資源の大切さを訴える。

④地域講座や出前講座など

ごみ減量等推進員などと連携して、積極的に地域出向き、講座を通して資源物の回収情報の提供と共有を図るとともに、ごみ減量の推進を進める。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（第8条第2項第3号）

本市の処理施設の状況及び再商品化計画を総合的に勘案し、分別収集する容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように、また収集に係る分別の区分は下表右欄のように定める。

なお、缶及びガラスびんについては、「もやさないごみ」として収集したものを処理施設においてスチール、アルミ、無色びん、茶色びん、その他びんに選別する。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	もやさないごみ
主として ガラス製の 容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	
主として段ボール製の容器	資源A
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	資源B
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	その他プラ

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(第8条 第2項第4号)

	29年度		30年度		31年度		32年度		33年度	
主としてスチール製の容器	866.6t		860.6t		852.9t		847.1t		839.5t	
主としてアルミ製の容器	379.6t		383.0t		385.6t		389.1t		391.7t	
無色のガラス容器	(合計) 524.5t		(合計) 522.9t		(合計) 520.3t		(合計) 518.7t		(合計) 516.2t	
	(引渡) t	(引渡) 524.5t	(引渡) t	(引渡) 522.9t	(引渡) t	(引渡) 520.3t	(引渡) t	(引渡) 518.7t	(引渡) t	(引渡) 516.2t
茶色のガラス容器	(合計) 396.3t		(合計) 395.1t		(合計) 393.1t		(合計) 391.9t		(合計) 390.0t	
	(引渡) t	(引渡) 396.3t	(引渡) t	(引渡) 395.1t	(引渡) t	(引渡) 393.1t	(引渡) t	(引渡) 391.9t	(引渡) t	(引渡) 390.0t
その他のガラス容器	(合計) 246.9t		(合計) 246.1t		(合計) 244.9t		(合計) 244.3t		(合計) 242.9t	
	(引渡) t	(引渡) 144.2t	(引渡) t	(引渡) 102.7t	(引渡) t	(引渡) 143.8t	(引渡) t	(引渡) 102.3t	(引渡) t	(引渡) 143.0t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	106.1t		105.8t		105.3t		105.1t		104.6t	
主として段ボール製の容器	3,155.6t		3,162.1t		3,162.1t		3,168.5t		3,168.5t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 163.3t		(合計) 154.8t		(合計) 146.0t		(合計) 138.5t		(合計) 130.6t	
	(引渡) t	(引渡) 163.3t	(引渡) t	(引渡) 154.8t	(引渡) t	(引渡) 146.0t	(引渡) t	(引渡) 138.5t	(引渡) t	(引渡) 130.6t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 714.8t		(合計) 714.1t		(合計) 712.0t		(合計) 711.3t		(合計) 709.1t	
	(引渡) t	(引渡) 560.1t	(引渡) t	(引渡) 154.7t	(引渡) t	(引渡) 559.6t	(引渡) t	(引渡) 154.5t	(引渡) t	(引渡) 557.9t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 2,149.5t		(合計) 2,219.6t		(合計) 2,259.6t		(合計) 2,309.8t		(合計) 2,349.8t	
	(引渡) t	(引渡) 2,060.0t	(引渡) t	(引渡) 89.5t	(引渡) t	(引渡) 2,130.0t	(引渡) t	(引渡) 89.6t	(引渡) t	(引渡) 2,170.0t
(うち白色トレイ)	(合計) 107.0t		(合計) 108.6t		(合計) 109.4t		(合計) 110.7t		(合計) 111.5t	
	(引渡) t	(引渡) 43.6t	(引渡) t	(引渡) 63.4t	(引渡) t	(引渡) 45.1t	(引渡) t	(引渡) 63.5t	(引渡) t	(引渡) 45.9t

(単位 : t)

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

	29年度	30年度	31年度	32年度	32年度
人口予測値	490,000	491,000	491,000	492,000	492,000
対前年度比	0%	1%	0%	1%	0%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行なう。

なお、紙製飲料容器（紙パック）については、再生資源回収業者の協力を得ながら分別収集を実施している。また、店頭回収についても各事業者の協力を得ながら分別の促進を図る。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
缶	スチール	もやさないごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・市の定日収集及び集団回収 ・生協、スーパー店頭回収 	<ul style="list-style-type: none"> ・市の定日収集については委託業者による選別で市ストックヤードでの保管。 ・再生資源集団回収については民間業者 ・生協、スーパー店頭回収については民間業者
	アルミ			
びん	無色のガラス			
	茶色のガラス			
	その他のガラス			
紙	紙パック	資源A	<ul style="list-style-type: none"> ・市、再生資源回収業者の定日収集及び集団回収 ・生協、スーパー店頭回収 	<ul style="list-style-type: none"> ・市、再生資源回収業者の定日収集については再生資源回収業者による保管
	段ボール	資源A	<ul style="list-style-type: none"> ・市の定日収集及び集団回収 	<ul style="list-style-type: none"> ・集団回収については民間業者
	その他紙製容器包装	資源B	<ul style="list-style-type: none"> ・市の定日収集及び集団回収 	<ul style="list-style-type: none"> ・生協、スーパー店頭回収については民間業者
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	<ul style="list-style-type: none"> ・市の定日収集 ・生協、スーパー店頭回収 	<ul style="list-style-type: none"> ・市の定日収集については市のストックヤードでの保管 ・生協、スーパー店頭回収については民間業者
	(白色 発泡スチロール製食品トレイ)	プラスチック製のトレイ	<ul style="list-style-type: none"> ・生協、スーパー店頭回収 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間業者
	その他プラスチック製容器包装	その他プラ	<ul style="list-style-type: none"> ・市の定日収集及び集団回収 	<ul style="list-style-type: none"> ・市の定日収集については民間委託業者のストックヤード ・集団回収については民間業者

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（第8条第2項第6号）

分別収集の用に供する施設の整備に関しては以下のとおりである。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール	もやさないごみ	折りたたみ式コンテナ	パッカー車 (2~2.35t)	西部総合処理センター (選別・保管施設)
アルミ				
無色のガラス				
茶色のガラス				
その他のガラス				
紙パック	資源 A	紐で縛る	平ボディ車 (2t)	再生資源回収業者の ストックヤード (保管)
段ボール	資源 A	紐で縛る	プレスパッカー車 (2t)	
その他紙製容器包装	資源 B	紐で縛る	パッカー車 (2~6.4t)	
ペットボトル	ペットボトル	折りたたみ式コンテナ	パッカー車 (2t)	東部総合処理センター (圧縮・保管施設)
その他プラスチック製容器包装	その他プラ	透明袋	パッカー車 (2~6.4t)	民間委託業者の ストックヤード (圧縮・保管施設)

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(1) ごみ減量等推進員の配置

容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めるため、ごみ減量等推進員を配置し、分別ルール周知や啓発、集団回収など自主的な地域リサイクル活動を推進する。

(2) レジ袋削減推進委員会の設置

市民・事業者・行政からなる「レジ袋削減推進委員会」を設置し、各々の役割意識のもとに協議を行ない、容器包装廃棄物の発生抑制、減量化等に関する施策の推進を図る。

(3) 再生資源集団回収活動に対する支援

自治会等の市民団体による集団回収を促進するため、奨励金の交付を行なう。